

報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月27日

提出者 足立区長 近藤 弥生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	平成30年2月22日	足立区西新井本町在住者	生活保護費における障害者加算について、平成22年4月～平成26年4月の間の873,060円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、173,780円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
2	平成30年2月22日	足立区本木東町在住者	生活保護費における障害者加算について、平成27年9月～平成29年5月の間の368,130円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、257,715円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
3	平成30年2月22日	足立区梅田在住者	生活保護費における児童養育加算について、平成25年2月～平成25年3月の間の12,857円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
4	平成30年2月26日	足立区六木在住者	生活保護費における障害者加算について、平成25年9月～平成28年2月の間の523,642円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、159,070円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
5	平成30年2月27日	足立区六月在住者	生活保護費における障害者加算について、平成28年3月～平成29年2月の間の486,020円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
6	平成30年2月27日	足立区梅島在住者	生活保護費における障害者加算について、平成26年1月～平成28年3月の間の1,082,112円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、833,910円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
7	平成30年2月27日	足立区梅島在住者	生活保護費における障害者加算について、平成25年5月～平成29年2月の間の649,088円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、76,284円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
8	平成30年2月27日	足立区花畑在住者	生活保護費における障害者加算について、平成25年4月の17,890円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
9	平成30年3月5日	足立区島根在住	生活保護費における介護保険料加算について、平成28年9月～平成29年2月の間の14,900円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
10	平成30年3月5日	足立区東和在住者	生活保護費における児童手当について、平成28年6月～平成29年2月の間の45,000円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、21,824円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
11	平成30年3月5日	足立区佐野在住者	生活保護費における障害者加算について、平成25年10月～平成29年2月の間の588,160円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、160,494円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
12	平成30年3月5日	足立区梅島在住者	生活保護費における障害者加算について、平成27年4月～平成29年2月の間の332,980円、冬季加算（特別基準）について、平成27年11月～平成28年3月の間の3,900円、計336,880円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
13	平成30年3月6日	足立区花畑在住者	生活保護費における障害者加算について、平成22年4月～平成24年11月の間の852,560円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、159,980円について平成30年3月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。